

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - ア 平成19年3月31日以前に取得したもの
残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）まで償却する。
 - イ 平成19年4月1日以後に取得したもの
残存価額を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
残存価額を0円とした定額法。
- (3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金－期末要支給額により計上する

4. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入。対象となる職員は、10名である。
独立行政法人 医療福祉機構に加入。対象となる職員は、5名である。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
当法人においては、社会福祉事業のみ実施のため省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人運営事業拠点（社会福祉事業）
「法人運営」
「緊急生活物資買付貸付金事業」
「配食サービス事業」
「意志疎通支援事業」
「福祉サービス利用援助事業」
 - イ 共同募金配分金事業拠点（社会福祉事業）
「高齢者」
「障害児・者」
「児童・青少年」
「課題を抱える人」
「その他」
「歳末たすけあい配分金事業」
 - ウ 移送サービス支援事業拠点（社会福祉事業）
 - エ 総合福祉センター運営事業拠点（社会福祉事業）
 - オ ホームヘルプサービス事業拠点（社会福祉事業）
「訪問介護事業（介護保険法）」
「居宅介護支援事業（介護保険法）」
「居宅等介護事業（総合支援法）」
「移動支援事業（総合支援法）」
「要介護認定調査受託事業」
 - カ 障害者相談支援事業事業拠点（社会福祉事業）
「障害者相談支援センターるーぶる」
「直轄地区自立支援協議会事務局」
「サービス利用計画作成」
 - キ 資金貸付事業拠点（社会福祉事業）
「生活福祉資金貸付事業」
「臨時特例つなぎ資金貸付」
 - ク 基金運営事業拠点（社会福祉事業）